

「昭和五十七年厚生省・労働省告示第一号（社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体）の一部を改正する告示案等」に対する意見の募集について

平成21年11月20日
社会保険庁運営部企画課

「昭和五十七年厚生省・労働省告示第一号（社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体）の一部を改正する告示案等」について、下記のとおり御意見を募集いたします。

記

1 意見募集対象

- 昭和五十七年厚生省・労働省告示第一号（社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体）の一部を改正する告示案等

2 意見募集期間

平成21年11月20日（金）から平成21年12月21日（月）（必着）

3 意見提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。（電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承願います。）

○ 郵送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
社会保険庁運営部企画課パブリックコメント担当あて

○ FAX

FAX番号：03-3503-6456
社会保険庁運営部企画課パブリックコメント担当あて

○ 電子メール

メールアドレス：kamoku@nenkin.go.jp
（電子メールの件名を「告示・通知案に対する意見」としてください。）

4 その他

- ・ いただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見に対して個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号等）は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡又は確認のために利用します。
- ・ 御意見については、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

(別紙)

社会保険庁運営部企画課パブリックコメント担当 あて

告示案等に対する意見

① 氏 名	(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)
② 住 所	(法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地)
③ 電 話 番 号	
④ 電子メールアドレス	
⑤ 御意見の内容	
⑥ 理由	